

会告

定款改正について

本学会では、現在定款の改正に取り組んでいます。主たる改正点は以下の通りです。

まず、代議員制度の導入です。現在の定款では、学会の民法上の社員は正会員と名誉会員で構成されており、社員的意思決定機関である総会の定足数は社員の過半数とされています。実際に総会に出席される会員は新旧の役員と10名程度の正会員・名誉会員で、残りは書面による代理出席、というのが実状です。そこで、実状にあわせ、多くの学協会が採用している代議員制を導入し、総会の開催を円滑化し、併せて意思決定の迅速化を図ろうというのが、改正の趣旨です。代議員制に移行しますと、学会の民法上の社員は役員と代議員になり、総会の定足数は代議員・役員過半数となります。正会員・名誉会員は総会の構成員ではなくなりますが、総会に出席し、意見を述べる権利は保持されます。代議員の数は70名とし、25名は正会員・名誉会員の選挙により選出、約25名は支部から選出（現在は29名）、残りは会長指名によって選出することとしました。この代議員の選出法は現行の評議員のそれを踏襲したものです。

次に評議員会制度の廃止です。現在、評議員会は会長の諮問機関として、総会案件を検討したり、重要事項に関する審議を行ってきましたが、代議員制の採用により、総会そのものが評議員会の機能を含むこととなりますので、組織の簡略化を図り、評議員会を廃止することにしました。

最後に、総会の開催時期を1ヶ月幅を持たせ、5月末日まで（会計年度終了後3ヶ月以内）に開催すればよい、ということにしました。これにより、たとえば学会の春季研究発表会が5月中に行われる場合は研究発表会の会場で総会を開催することにより、代議員、正会員・名誉会員が出席しやすくなるというメリットも得られます。その他、詳細については下に新旧対応表を掲載しますので、ご覧ください。

この改正案は9月の理事会で承認され、現在は文部科学省と折衝中です。最終案は来年の総会に提出される予定です。会員からのご意見をお待ちします。ご意見をお持ちの方は事務局、あるいは庶務担当理事までお寄せください。

庶務理事 片山隆仁、逆瀬川浩孝

●定款対照表

下線は変更箇所

現	定 款	新	定 款
	第1章 総 則		第1章 総 則
(名称)		(名称)	
第1条	この法人は、社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会と <u>いい</u> 、外国に対しては The Operations Research Society of Japan という。	第1条	変更なし
(事務所)		(事務所)	
第2条	この法人は、事務所を東京都文京区弥生2丁目4番16号学会センタービル内におく。	第2条	変更なし
(支部)		(支部)	
第3条	この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。	第3条	変更なし
	第2章 目的および事業		第2章 目的および事業
(目的)		(目的)	
第4条	この法人は、オペレーションズ・リサーチの研究および応用を促進し、会員相互および海外との情報交換をはかるとともに、オペレーションズ・リサーチ・ワーカーの職業的能力の向上と、その権威の確立をはかり、オペレーションズ・リサーチの進歩と発達に貢献することを目的とする。	第4条	変更なし
(事業)		(事業)	
第5条	この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。	第5条	変更なし
	1) 研究発表会および講演会の開催		

現 定 款	新 定 款
2) 学会誌、研究報告書その他資料の刊行 3) 内外の関連学協会との連絡および協力 4) 研究および調査 5) 研究の奨励および研究業績の表彰 6) その他目的を達成するために必要な事業	
第3章 会 員 (会員の種類、会費)	第3章 会 員 (会員の種類、会費)
第6条 この法人の会員の種別を次の通りとする。 <u>正会員および名誉会員を、民法上の社員とする。</u>	第6条 この法人の会員の種別を次の通りとする。
1) 正会員 オペレーションズ・リサーチの研究または実施に関心を持つ個人で、別に定める会費を納める者とする。 2) 学生会員 オペレーションズ・リサーチの研修に努めている学生で、別に定める会費を納める者とする。学生は卒業と同時に自動的に正会員となる。 3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を後援し、別に定める会費一口以上を納める個人、法人および団体とする。 4) 名誉会員 この法人に功労のあった者および広くオペレーションズ・リサーチ学会に関連ある分野における学識経験者で理事会の推薦にもとづき総会の承認を経たものとする。名誉会員は会費を納めることを必要としない。	1) 正会員 以下同じ
(入会申込)	(入会申込)
第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会金に会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。	第7条 変更なし
第8条 通信先が外国の者の入会金および会費については、細則で定める。	第8条 変更なし
第9条 会員は、この法人が刊行する機関誌および資料の優先的配布を受けることができる。	(会員の権利) 第9条 変更なし 第10条 <u>正会員および名誉会員は前条の権利のほか、以下の権利を有する。</u>
(資格の喪失)	1) 役員および代議員の選挙権および被選挙権 2) 総会に出席して、意見を述べること (資格の喪失)
第10条 会員は次の事由によって資格を喪失する。	第11条 会員は次の事由によって資格を喪失する。
1) 退会 2) 禁治産および準禁治産の宣告 3) 死亡、失踪宣告 4) 除名	1) 退会 2) <u>後見、保佐、および補助開始の審判</u> 3) 死亡、失踪宣告 4) 除名
第11条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を受	第12条 現行の第11条に同じ

新 定 款	現 定 款
けるものとする。	
第12条 会員が次の号の一つに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。	第13条 現行の第12条に同じ
1) 会費を滞納したとき 2) この法人の会員としての義務に違反したとき 3) この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為のあったとき	1) 会費を <u>一年以上滞納</u> したとき
第13条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。	第14条 現行の第13条に同じ
第4章 役員、 <u>評議員</u> および職員 (役員の種類)	第4章 役員、 <u>代議員</u> および職員 (役員の種類)
第14条 この法人に、次の役員をおく。	第15条 現行の第14条に同じ
1) 理事 12名以上16名以内(うち会長1名、副会長2ないし3名) 2) 監事 2名 (役員を選出)	(役員を選出)
第15条 理事および監事は、総会において <u>社員</u> の中から選任する。	第16条 理事および監事は、総会において <u>正会員</u> または <u>名誉会員</u> の中から選任する。
(役員の仕事)	(役員の仕事)
第16条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。	第17条 現行の第16条に同じ
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。	
第17条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の決議事項以外の事項を決議し執行する。	第18条 現行の第17条に同じ
第18条 監事は、民法59条の職務を行なう。	第19条 <u>監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規程する職務を行なう。</u>
	1) 法人の財産の状況を監査すること 2) 理事の業務遂行の状況を監査すること 3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見した時はこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること (代議員)
第19条 この法人に <u>評議員</u> をおく。	第20条 この法人に <u>代議員</u> をおく。
2 <u>評議員</u> の定員は、70名以内とする。	2 <u>代議員</u> の定数は <u>50名以上70名以内</u> とする。
3 <u>評議員</u> は、総会において <u>社員</u> の中から、選任する。	3 <u>代議員</u> は総会において、 <u>正会員</u> または <u>名誉会員</u> の中から選任する。
4 <u>評議員</u> は、 <u>評議員会を組織し会長の諮問に</u> 応ずる。	4 <u>代議員</u> は役員を兼ねることはできない。 5 <u>代議員</u> は、 <u>会員を代表し、総会を通じて会務の運営に参加する。</u>
(役員の仕事・欠員補充および解任)	(民法上の社員)
第20条 この法人の役員の仕事は2年とし、毎年その約半数を改選する。理事は重任でき	第21条 役員および代議員をもって、 <u>民法上の社員</u> とする。
	(役員の仕事・欠員補充および解任)
	第22条 現行の第20条に同じ

現 定 款	新 定 款
<p>ないものとする。</p> <p>2 役員に欠員が生じた場合、本定款の手続きにより補充することができる。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。</p> <p>4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および理事会の議決により、これを解任することができる。</p>	
<p>第21条 評議員の任期は、2年とし、重任を妨げない。</p>	<p>第23条 代議員の任期は、2年とし、重任を妨げない。</p>
<p>第22条 役員は、有給とすることができる。</p> <p>(職員)</p>	<p>第24条 現行の第22条に同じ。</p> <p>(職員)</p>
<p>第23条 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を経て会務に従事する有給の職員をおくことができる。</p>	<p>第25条 現行の第23条に同じ。</p>
<p>第5章 会 議</p> <p>(理事会)</p>	<p>第5章 会 議</p> <p>(会議の種類)</p>
<p>第24条 理事会は、年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または理事現在数の2分の1以上から、会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求された場合には、臨時理事会を招集しなければならない。</p>	<p>第26条 この法人の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。</p> <p>2 総会は役員および代議員をもって構成する。</p> <p>(理事会)</p>
<p>2 理事会の議長は、会長とする。</p>	<p>第27条 現行の第24条に同じ</p>
<p>第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。</p>	<p>第28条 現行の第25条に同じ</p>
<p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p>	<p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p>
<p>(総会の招集)</p>	<p>(総会の招集)</p>
<p>第26条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する</p>	<p>第29条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する</p>
<p>2 臨時総会は、理事または監事が必要と認めるときはいつでも招集することができる。</p>	<p>2 理事または監事が必要と認めるときは、会長はいつでも臨時総会を招集することができる。</p>
<p>第27条 会長は、<u>会員現在数の5分の1以上から</u>会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p>	<p>3 会長は総会構成員の5分の1以上から会議に付すべき事項を示して要求があったときには、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p>
<p>(総会の議長)</p>	<p>(総会の議長)</p>
<p>第28条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席者の互選で定める。</p>	<p>第30条 現行の第28条に同じ</p>

新 定 款	現 定 款
<p>第29条 総会の招集は少なくともその10日以前にその会議に付すべき事項、日時および場所を記載した書面または会誌の公告によって通知する。</p> <p>(総会の審議事項)</p>	<p>第31条 現行の第29条に同じ</p> <p>(総会の審議事項)</p>
<p>第30条 次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業計画および収支予算 2) 事業報告および収支決算 3) 財産目録および貸借対照表 4) その他理事会において必要と認められた事項 	<p>第32条 次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業計画および収支予算 2) 事業報告および収支決算 3) 財産目録、貸借対照表および<u>正味財産増減計算書</u> 4) その他理事会において必要と認められた事項 5) 役員および代議員の5分の1以上から総会開催日20日以前にあらかじめ議題として提出された事項
<p>(総会の定足数)</p>	<p>(総会の定足数)</p>
<p>第31条 総会は、<u>会員現在数の過半数以上</u>出席しなければ、その議事を開き議決をすることはできない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。</p>	<p>第33条 総会は、<u>総会構成員現在数の合計の過半数</u>が出席しなければ、その議事を開き、議決をすることはできない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意思を表示した者および<u>他の会員を代理人として表決を委任した者</u>は出席者とみなす。</p>
<p>第32条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合のほか、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p>	<p>第34条 現行の第32条に同じ</p>
<p>第33条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。</p>	<p>第35条 現行の第33条に同じ</p>
<p>(評議員会)</p>	<p>現行の第34条から第37条は削除</p>
<p>第34条 <u>評議員会は、随時会長が招集する。</u></p>	
<p>2. <u>評議員会の議長は会長とする。</u></p> <p>第35条 <u>会長は次の事項について、評議員会に諮問するものとする。</u></p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1) <u>重要な資産上の変更</u> 2) <u>総会に提出する議案</u> 3) <u>その他重要な事項</u> 	
<p>第36条 <u>評議員会は出席者が評議員現在数の3分の2以上に達しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。</u></p>	
<p>第37条 <u>評議員会の議事は、この定款に定める場合のほか出席評議員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</u></p>	
<p>第38条 総会、理事会および<u>評議員会</u>の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。</p> <p>第6章 資産および会計</p>	<p>(議事録の作成)</p> <p>第36条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および<u>当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。</u></p> <p>第6章 資産および会計</p>
<p>(資産)</p>	<p>(資産)</p>
<p>第39条 この法人の資産は、次の通りとする。</p>	<p>第37条 現行の第39条に同じ</p>

現 定 款	新 定 款
1) 設立当初の財産目録記載の財産 2) 入会金および会費 3) 事業に伴う収入 4) 資産から生ずる果実 5) 寄付金品 6) その他収入	4) 資産から生ずる <u>収入</u>
(基本財産)	(基本財産)
第40条 この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の2種とする。	第38条 現行の第40条に同じ
2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成される。	
3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。	
4 寄付金品であって寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。	
第41条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決によって <u>確実な有価証券</u> を購入するか、または定期預金とするか、もしくは <u>確実な信託銀行</u> に信託するかして会長が保管する。	第39条 現行の第41条に同じ
第42条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会、 <u>評議員会</u> および総会の議決を経て、かつ文部大臣の承認を受け、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。	第40条 基本財産は、 <u>譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。</u> ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会および総会においておのおのその3分の2以上の議決を経て、かつ <u>文部科学大臣</u> の承認を受け、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。
第43条 この法人の事業遂行に要する費用は、 <u>入会金、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産</u> を持って支弁する。	第41条 この法人の事業遂行に要する <u>経費</u> は運用財産をもって支弁する。
(事業計画・予算)	(事業計画・予算)
第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、 <u>毎会計年度開始前に、文部大臣に届けなければならない。</u> 事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。	第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、 <u>毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。</u> 事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。
(決算報告)	(決算報告)
第45条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表および事業報告書ならびに会員の移動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の議決を経て、 <u>毎会計年度終了後3ヶ月以内に文部大臣に報告しなければならない。</u>	第43条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および <u>正味財産増減計算書</u> ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認をうけて、 <u>毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</u>
2 この法人の収支予算に剰余金があるときは理事会および総会の承認を受け、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。	2 この法人の収支予算に <u>収支差額</u> があるときは理事会の議決および総会の承認を受け、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。
第46条 収支予算で定めるものを除くほか新たに	

新 定 款	現 定 款
<p>義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の議決を経て、かつ文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第47条 この法人の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。</p> <p>第7章 定款の変更ならびに解散 (定款の変更)</p> <p>第48条 この定款は理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決を経て、文部大臣の認可を受けなければ変更することはできない。</p> <p>(解散)</p> <p>第49条 この法人の解散は理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決を経て、文部大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第50条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決を経て文部大臣の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>第8章 補 則 (書類および帳簿の備付)</p> <p>第51条 この法人は、事務所に民法51条に規程するもののほか次の書類および帳簿を備えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員およびその他の職員の名簿および履歴書 3. 処務日誌 4. 定款に規程する機関の議事に関する書類 5. 収入支出に関する帳簿および証憑書類 6. 資産台帳および負債台帳 7. 官公署往復書類 8. その他必要な書類 	<p>る。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第44条 この法人が借入しようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会および総会においておのおのその3分の2以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第45条 第40条ただし書きおよび第44条の規程に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担をし、または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会および総会の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第46条 現行の第47条に同じ</p> <p>第7章 定款の変更ならびに解散 (定款の変更)</p> <p>第47条 この定款は理事会および総会においておのおのその4分の3以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。</p> <p>(解散)</p> <p>第48条 この法人の解散は理事会および総会においておのおのその4分の3以上の議決を経て、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第49条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においておのおのその4分の3以上の議決を経て文部科学大臣の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>第8章 補 則 (書類および帳簿の備付)</p> <p>第50条 現行の第51条に同じ</p>